

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月6日
【報告者の名称】	株式会社セゾン情報システムズ
【報告者の所在地】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03(3988)3477
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室 室長 赤木 修
【縦覧に供する場所】	株式会社セゾン情報システムズ (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年2月20日付で提出しました意見表明報告書の記載事項（3月5日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により追加・訂正された事項を含みます。）に、訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

別紙(3) 本公開買付けに関する意見の理由

1．当社の株主利益に反すること

(a) 本公開買付けは当社の株主の意思に反するものであること

ア．本公開買付けは大規模買付ルールに定める手続に違反して行われていること

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

別紙(3) 本公開買付けに関する意見の理由

1．当社の株主利益に反すること

(a) 本公開買付けは当社の株主の意思に反するものであること

ア．本公開買付けは大規模買付ルールに定める手続に違反して行われていること

<訂正前>

（前略）

しかるに、本公開買付けは、かかる大規模買付ルールに違反して強行されており、また平成23年意向表明書提出時にエフィッシモが当社に対して一定の買付提案を行うとともに、一定の情報提供を行っていた点を実質的に斟酌してもなお、当社取締役会及び特別委員会に対し、本公開買付けについて十分に検討する時間を与えないものです。また、大規模買付ルールは、「大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付ルールを開始することができない」とし、一定の場合には、大規模買付行為の開始に先立ち、大規模買付行為に関する当社株主の意思を確認することができるようにしているところ、本公開買付けは、かかる取締役会決議も株主総会決議も経ることなく開始され、また、下記イ．に記載のとおり、エフィッシモは株主総会の開催に必要な時間を確保するための公開買付期間の延長も拒否しています。これは、大規模買付ルールの規定に違反しているだけでなく、大規模買付行為に関する当社株主の意思を尊重しようとする当社取締役会の姿勢とも相反するものです。

（後略）

<訂正後>

(前略)

しかるに、本公開買付けは、かかる大規模買付ルールに違反して強行されており、また平成23年意向表明書提出時にエフィッシモが当社に対して一定の買付提案を行うとともに、一定の情報提供を行っていた点を実質的に斟酌してもなお、当社取締役会及び特別委員会に対し、本公開買付けについて十分に検討する時間を与えないものです。また、大規模買付ルールは、「大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができない」とし、一定の場合には、大規模買付行為の開始に先立ち、大規模買付行為に関する当社株主の意思を確認することができるようにしているところ、本公開買付けは、かかる取締役会決議も株主総会決議も経ることなく開始され、また、下記イ.に記載のとおり、エフィッシモは株主総会の開催に必要な時間を確保するための公開買付期間の延長も拒否しています。これは、大規模買付ルールの規定に違反しているだけでなく、大規模買付行為に関する当社株主の意思を尊重しようとする当社取締役会の姿勢とも相反するものです。

(後略)